

1 議案名

徳島県教育委員会職員服務規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により地方公務員法の一部を改正する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

教育政策課

徳島県教育委員会職員服務規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則について

教育政策課

1 改正の背景

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 7 2 号）附則第 2 0 条の規定により「地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 9 条第 2 項」を削除し、第 3 項から第 7 項までを 1 項繰上げる等の法改正が行われた。（R7. 4. 1 施行）

これに伴い、当該条項を引用している徳島県教育委員会職員服務規則等の一部を改正する規則（令和 5 年徳島県教育委員会規則第 5 号）について、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の概要

当該規則が引用している「附則第 9 条第 3 項」を次のとおり改正する。

現行		改正案
令和 3 年改正法 <u>附則第 9 条第 3 項</u>		令和 3 年改正法 <u>附則第 9 条第 2 項</u>

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

条例等立案表

題 名		課（室）名	
徳島県教育委員会職員服務規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則		教育政策課	
		担当者名	笠井陽菜
		電話番号	三二〇八
提案（制定）理由			
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により地方公務員法の一部を改正する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。			
あらまし			
一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う所要の整理を行うこととした。			
二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。			
関係法規			
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）			
予算上の措置			
法令審査会	要 ・ 否	パブリックコメント 実施 ・ 省略 ・ 対象外	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会職員服務規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会職員服務規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和五年徳島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

改 正 案	現 行
附 則 1 （略） （徳島県教職員互助団体に関する規則の一部改正に伴う経過措置） 2 令和十四年三月三十日までの間、第二条の規定による改正後の徳島県教職員互助団体に関する規則第二条第三号の規定の適用については、同号中「職員」とあるのは、「職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員」とする。	附 則 1 （略） （徳島県教職員互助団体に関する規則の一部改正に伴う経過措置） 2 令和十四年三月三十日までの間、第二条の規定による改正後の徳島県教職員互助団体に関する規則第二条第三号の規定の適用については、同号中「職員」とあるのは、「職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員」とする。